# 健康増進事業の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 について寄せられたご意見と本市の考え方

#### 1 意見の募集期間

令和2年6月15日(水)~令和2年7月15日(水)

#### 2 公表場所

- (1) 市役所等での配布
  - ア 保健福祉局保健所健康企画課 (WEST19庁舎3階)
  - イ 市政刊行物コーナー(本庁舎2階)
  - ウ 各区役所総務企画課(広聴係)
  - エ 各まちづくりセンター
- (2) 札幌市公式ホームページによる公開 http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/hogohyouka2.html

## 3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) FAX
- (4) 電子メール

### 4 意見数等

- (1) 提出者数 3 名
- (2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	2人	1人	3人

(3) 意見総数

10 件

## 5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	市民のがん検診、歯周病検診の受診結果は非常	健康増進事業は番号法上で個人番号の利用が
	にセンシティブな個人情報である。	認められている事務であり、個人番号と紐づけ
	「一生涯変わらない悉皆番号」でこれらの情報	して市外への転出・再転入等にも対応した検診
	を紐つける危険性は高い。	受診履歴を経年的に管理することで、正確な受
	特にがん検診結果は生命保険会社などに漏え	診動向の分析や検討の他、個別受診勧奨文書の
	い流失しない、という保障はないのではない	発送等を行うことで受診率向上施策を効率的
	か。	に実施することが可能になるものです。
	今後、個人番号に多くの情報を紐つけることに	本制度については、法律によりすべての自治体
	なれば、さらに不正アクセス、情報漏えい流失	で対応が義務付けられていることから評価書
	の危険性が高くなる。	に記載するようなセキュリティ対策を講じる
		ことで、安全に運用を行えるよう努めてまいり
		ます。

2	委託先がすでに「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱」と記載されているが、報道によると、この会社は先日ハッカー・サイバー攻撃を受けて多くの情報(防衛省や厚労省情報も)が漏えいしている事実があったと報道された。また再委託することも決まっているようだが、受診者の機微情報データをこの一社に決まっているのはなぜか。受診者の情報漏えい流失を危惧するので、再考・検討を求める。	委託先である「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱」は、当システムを構築した業者ですので、システム保守も同一業者となります。現時点では再委託しておりませんが、業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項については、評価書上、再委託すると記載しております。
3	その他のリスク対策:「自己点検票」によるとなっているが緩すぎではないのか。	札幌市では毎年度、本評価書の内容が順守されているか自己点検票による確認を行っておりますが、このような自己点検のほか、監査や研修などを実施することにより、リスク対策が適切に行われるよう努めております。
4	メリットとして行政運営の効率化とあるが、データを具体的にどのように利用するのか。 受診する際に、受診データの利用について、受診者から「書面」で必ず「本人同意」を得るのか。	検診結果を個人番号と紐づけることにより、市外への移動、再転入等にも対応した正確な受診履歴の管理が可能となるとともに、国民健康保険情報とあわせて受診動向を分析するなど、受診率向上に向けた必要な施策を検討、実施、評価することが可能となるものです。健康増進事業についても法律で個人番号の利用が認められており、その範囲において利用をしていますので、同意書は取得しておりません。なお、受診時に個人番号の記入は不要です。
5	「公平・公正な」健康増進事業の実施とは何か。	検診及び受診勧奨の対象者は定められておりますが、その中で差別することなく平等に機会を設けているということです。
6	特定個人情報をもちいた統計分析に、個人を特定しない方法で実施する、とあるが、もともと個人は特定できるデータ(機微情報)であるから、もし情報漏えい流失した場合は甚大な被害になると思われるが、どのように責任を取るのか。	統計分析は人数のみで算出いたしますが、ご指摘のとおり、元のデータは受診情報です。 万が一、個人情報の漏えいがあった場合の責任とその補償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。
7	6 月に公表された個人情報保護委員会報告では ●特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付 件数 138 機関・217 件(前年度:134 機関・279 件) (うち「重大な事態」(※1)に該当:20 件(前 年度:3件)) (内訳) 行政機関等:6機関、39件(前年度:9機 関・40件)	個人番号と紐づく個人情報の漏えい等のリスクを最小限とするよう適正な管理に努めます。

(うち「重大な事態」に該当:1件(前年度: 1件))

地方公共団体: 95 機関、131 件(前年度: 80 機関・108 件)

(うち「重大な事態」に該当:**17**件(昨年度:**0**件))

事業者: 37 機関、47 件(前年度: 45 機関・131 件)

(うち「重大な事態」に該当:2件(前年度:2件))

●重大な事態の内容

違法再委託事案(個人番号利用事務を受託していた事業者において、委託元である行政機関及び地方公共団体に許諾なく再委託が行われた事案)

- (1)行政機関1件、約485,450名、
- (2)~(15)地方公共団体 14 件 計約 1,716,690 名

などで、

その他の事案

- (16)地方公共団体において、約 33,490 名分の 特定個人情報を保存しているUSBを紛失し た事案
- (17)事業者において、誤って約 190 名分のマイナンバーのデータを削除した事案
- (18)地方公共団体において、約780名分の特定個人情報が記載された書類に、マイナンバー部分にマスキング処理を行わないまま事業者に提供した事案
- (19)事業者において、伝票の貼付ミスにより、 約 190 名分のマイナンバーが記載された書類 を誤送付した事案
- (20)地方公共団体において、約380名分の特定個人情報を他の地方公共団体に送付する際に、誤って他人のマイナンバーを記載した事案である。

自治体は特定されていないものの、どこの自治体でも起きうることであり、今後、個人番号(カード)を記載することが必須となれば、特定個人情報となる。

また、「個人番号カード」のなりすまし事件も 起きていることを鑑みれば、これによる本人確 認も危ういことになる。

9	上記公表結果からも、どんなにセキュリティを 高めても、「個人番号」で紐つける情報が多く なればなるほど、そしてそれを委託・再委託な どして拡大利用すればなおのこと、漏えい流失 の危険が大きくなり、いくらセキュリティリス ク管理しても防ぐことは不可能といわざるを 得ない。 市民が安心して安全な生活を営むために、個人 情報(特に機微情報)の漏えい流失の危惧を軽 減する方策は、「個人番号」で紐付けするシス テムを止めることと考える。 マイナンバーの情報漏えいは0ではありませ	個人番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、法ですべての自治体に対応が義務付けられておりますので、ご理解をお願いします。  No,1 と同じ。
	ん。個人の健康情報他本人よりも国が詳しく把握することが懸念されます。 また、情報を民間企業の経済活動に使わせる動	
	きもあり心配です。 情報を一元化することは個人(国民)を監理監	
	視することにつながります。	
10	「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」を見	No,2 及び No,8 と同じ。
	ると、委託と再委託を認めている。しかし、委	
	託先と再委託先から情報が漏えいする危険性	
	を考慮すれば、委託及び再委託を禁止すべきで	
	ある。	
	「特定個人情報ファイル記録項目」では、マイ	
	ナンバーと検診結果や検査結果を紐づけてい	
	る。しかし、情報漏えいの危険性を考慮すれば、	
	その紐づけをやめるべきである。	